

平成25年4月作成資料

# 公共工事契約適正化委員会

## 聖籠町説明資料



聖籠町

# 入札契約の現状①

- 一般競争入札
  - 制限付一般競争入札
    - 予定価格が3,000万円以上の建設工事
- 指名競争入札
  - 原則的に予定価格が130万円を超えるもの
- 随意契約
  - 130万円以下の工事
  
- ダンピング対策
  - 聖籠町総合評価方式試行要領及び運用基準(平成19年11月)
    - 価格の他に技術的な要素を評価の対象に加える。
  - 聖籠町最低制限価格制度運用要領(平成22年4月)
    - 建設工事関係: 予定価格700万円以上
    - 測量業務 : 予定価格130万円以上

# 入札契約の現状②

## □ 予定価格の公表

### □ 事前及び事後とも行っていない

- ・事前公表により適正な競争が行えなくなる。
- ・談合を容易にしてしまう。
- ・設計額の漏えい

□ 今後は、入札の透明性と適正化に努め、弊害が生じない場合の事後公表を検討。

## □ 入札体制

### □ I 原則

- ランクの適応する業者を選定
- 中小企業の育成を基本として受注機会を提供

### □ II 区域的考慮

- 町内に本社・支社及び営業所、  
工事場所周辺の業者を優先する

### □ III 地域貢献度

- 災害協定を締結 など

### □ IV 特例 ※等級に関係なく選定

- 災害等による工事
- 特殊な機械・経験・技術を要する工事
- 特別の事由のある工事

**地元業者の  
育成・存続が  
重要**

- 雇用の確保
- 地域経済の活性化
- 除雪対応
- 災害復旧対応

# 入札契約の現状③

## □ 設計変更や契約変更の対応

請負業者が設計図書の内容明示(当初積算の考え)と現地条件とが一致しない場合は町の監督職員に通知し、調査の結果、その事実が確認された場合は必要に応じ設計図書の変更及び契約変更手続きを行う。

## □ 地元建設産業の状況

近年の急速な建設投資額の縮小などで経営環境は厳しい状況である。

⇒H22に2社が休業・倒産

重機・資材の保有が難しくなり、高齢化が進んでいる

⇒必要な重機、技術者・技能者の不足

↓ 地域における建設業者の役割

・聖籠町の建設産業は雇用に大きな役割を果たす産業

・自然災害や冬季の除雪等重要な役割を果たしている

## □ 業者ランク(建設業法 § 27 の経営事項審査項目及び基準を定める件の基準)

### ①客観的事項

ア経営規模

イ経営状況

ウ技術力

エその他の審査項目

### ②主観的事項

アISO認証取得

イ障害者雇用状況

ウ町税等の滞納状況

### 総合評点算定:

① + ② の評価により等級を  
AからDまで区分けしている。

# 実績

## □ 落札率(契約価格／予定価格)

- 平成22年度・・・94.0%
- 平成23年度・・・95.9%
- 平成24年度・・・96.8%

平均: 95.6%

## □ 不調・不落

- 工事入札件数
  - 平成23年: 58件
  - 平成24年: 57件

不調・不落: 0件

# 課題

- 維持管理、防災・災害対応の地域維持体制の確立
  - 災害時には地元業者の協力が不可欠(特にライフラインの復旧)このためには地元業者の育成(技術力向上など)を含め、受注機会を確保し、企業の存続・人材の確保を可能とする必要がある。
- 除雪体制の維持
  - 協力業者が減少している。重機の確保・運転者(技術者)の確保が難しい状況に陥っている。
- 雇用の確保・地域経済の活性化
  - 人口14,000人強の小さな町にとっても、土木・建築関係業者による雇用の確保は大きな比重を占めている。同時に地域経済への影響が大きい公共工事の適切な発注が必要。
- 最低制限価格の見直し
  - 導入当初、最低制限価格を厳しく設定したことにより、価格を下回る業者が出た。精度が向上した現在でも常に、見直しをしていく必要がある。

# 今後の方針

- **公共投資による地域経済活性化を目指す**
  - **雇用の確保**
    - 適正な入札契約の執行と受注機会の確保を推進する  
⇒水道管の老朽化・耐震対策としての更新工事を年次計画で発注し、公平な受注機会の確保と技術力の維持・向上
  - **町単独での投資経費を確保することは無理があることから適切な補助事業の拡充が必要**  
⇒災害対策に伴う公共施設の更新事業 など
  - **社会資本整備総合交付金**
    - 小規模町村にとっては有意義な制度であり効果的である。今後も活用を図っていききたい。

## 最低制限価格県内比較

	算定式	対象
聖籠町	合計額(下記)に100分の105を乗じて得た額とし、算定した額が予定価格の100分の85以上100分の90以下の場合、この価格を最低制限価格とする。ただし、その額が予定価格に100分の90を乗じた額を超える場合は予定価格に100分の90を乗じた額を最低制限価格とし、予定価格に100分の85を乗じた額に満たない場合は予定価格に100分の85を乗じた額を最低制限価格とする。 【算定式】(直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費相当額×8/10＋一般管理費等×3/10)×1.05＝最低制限(低入札調査基準)価格(千円未満切り上げ)	1 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事であって、当該工事の予定価格が700万円以上の工事 2 聖籠町建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程(平成20年聖籠町告示第85号)別表第1に規定する測量業務であって、当該業務の予定価格が130万円以上の業務
新潟県	○(直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費相当額×8/10＋一般管理費等×3/10)×1.05＝最低制限(低入札調査基準)価格(千円未満切り上げ) ○ただし、予定価格×91/100に満たない場合は予定価格×91/100とします。(千円未満切り上げ)。 ○特別なもの(設備工事関係の一部等)については、予定価格×91/100以上で、個別に定めます。	予定価格4億円未満の工事について最低制限価格を設定し、4億円以上の工事には低入札調査基準価格を設定
新発田市	合計額(万円未満切り捨て)に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に100分の90を乗じた額を超える場合は予定価格の100分の90とし、予定価格に100分の85を乗じた額に満たない場合は予定価格の100分の85とし、次に掲げる額の合計額を適用することが適当でないと認められる場合は予定価格の100分の90から予定価格の100分の85までの範囲内において定めるものとする。 【算定式】(直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費相当額×8/10＋一般管理費等×3/10)×1.05＝最低制限(低入札調査基準)価格(千円未満切り上げ)	予定価格が130万円を超え8,000万円未満のもの及び市が発注する建設コンサルタント等の業務の請負契約に係る競争入札で予定価格が50万円を超えるもの
新潟市	【算出基礎額式】直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.8＋一般管理費×0.3 基準価格は、当該工事に係る予定価格算出の基礎となった額の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じた額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。	全ての建設工事の競争入札に設定
胎内市	最低制限価格は、工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル(※1)又は予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて(平成16年6月10日付け国国会第367号)に準じて設定した額(1,000円未満を切り捨てた入札書比較制限価格に100分の105を乗じた額)とする。	(1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に定める建設工事の請負契約であって、競争入札に付すもの (2) 胎内市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程(平成17年告示第14号)別表第1に定める業務の委託契約であって、予定価格が100万円以上のもの

※1:平成23年4月中央公契連モデルとは  
(直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.8＋一般管理費×0.3)×1.05

- 聖籠町・新潟県・新発田市は同じ算定式を使用
- 新潟市・胎内市は中央公契連モデルを使用